

平成 25 年 8 月

受益者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託「環境未来バランス・オープン（愛称 環境宣言）」の 信託終了（繰上償還）（予定）に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 8 月 27 日に設定いたしました弊社ファンド「環境未来バランス・オープン（愛称 環境宣言）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権口数は、投資信託約款第 47 条に定める投資信託契約の解約の基準となる 5 億口を下回る状態が継続しており（平成 25 年 7 月 1 日現在、14,447,422 口）、当ファンドの運用方針に則った運用の継続が困難な状況となっております。

弊社といたしましては、投資信託契約を解約し受益者の皆さまからお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

信託終了（繰上償還）の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、書面決議により行います。

つきましては、下記の内容および書面決議参考書類をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドの信託終了（繰上償還）にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 対象ファンドの名称

環境未来バランス・オープン（愛称 環境宣言）

II. 信託終了（繰上償還）の手続き

1. スケジュール

①受益者数及び受益権口数の確定	平成 25 年 8 月 6 日（火）
②書面による議決権の行使期間	平成 25 年 8 月 6 日（火）から平成 25 年 8 月 30 日（金）
③書面による決議の日	平成 25 年 9 月 2 日（月）
④募集期間終了	平成 25 年 9 月 3 日（火）
⑤買取請求期間	平成 25 年 9 月 5 日（木）から平成 25 年 9 月 24 日（火）
⑥信託終了（繰上償還）予定日	平成 25 年 10 月 4 日（金）

2. 書面決議の方法について

平成 25 年 8 月 6 日（火）現在の当ファンドの受益者様は、信託終了（繰上償還）について議決権を行使することができます。議決権を行使される受益者様は、別紙「議決権行使書面」に必要な事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社へご郵送ください。

議決権の行使の期限（平成 25 年 8 月 30 日）までの弊社到着分を有効とします。

なお、受益者様が「議決権行使書面」を委託会社へ提出されなかった場合は、書面決議について賛成（信託終了（繰上償還）に賛成）するものとみなされます。したがって、賛成いただける場合にはご郵送いただく必要はございません。

議決権行使期限：平成 25 年 8 月 30 日

書面決議の日：平成 25 年 9 月 2 日

議決権行使書面のご郵送先

〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部

書面決議とは、投資信託約款の変更のうちその変更の内容が重大なもの、投資信託の併合、及び投資信託契約の解約を行おうとする際に、投資信託及び投資法人に関する法律の定めに基づき、受益者を対象に書面による決議を行い、その可否を決める手続きをいいます。

議決権の取扱いについての留意事項

- ・受益者様が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ・受益者様が議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面を委託会社に提出した場合には書面決議について賛成するものとみなします。
- ・受益者様は書面による決議の日の 3 日前（平成 25 年 8 月 30 日）までに、委託会社に対し議決権を不統一行使する旨及びその理由を書面によりご通知された場合には、その有する議決権を統一しないで行使することができます。
- ・受益者様が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該受益者様または代理人は、議決権行使書面と合わせて代理人である旨を証明する書面を委託会社に提出していただきます。
- ・議決権行使書面に不備等がある場合には、そのご提出を無効とさせていただくことがあります。

3. 信託終了（繰上償還）の正式決定

[信託終了（繰上償還）が決定する場合]

書面決議において、議決権を行使することができる受益者様の半数以上であって、当該受益者様の議決権の 3 分の 2 以上の賛成により可決された場合は、予定通り平成 25 年 10 月 4 日（金）をもって信託終了（繰上償還）いたします。

[信託終了（繰上償還）が決定しない場合]

上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず書面決議が否決された場合は、信託終了（繰上償還）いたしません。

Ⅲ. 買取請求について

信託終了（繰上償還）が決定した場合には、書面決議において信託終了（繰上償還）に反対された受益者様は、以下の手続きにより、受託会社（三井住友信託銀行株式会社）に対し、自己に帰属する受益権について当ファンドの投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

当該買取請求につきましては、信託終了（繰上償還）に反対された受益者様の任意であり、必ず行わなければならないものではありません。また、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けも行います。

1. 買取請求の手続き

- ①書面決議において信託終了（繰上償還）に反対された受益者様に対し、弊社から「買取請求のご案内」を送付いたします。
- ②「買取請求のご案内」の買取請求必要書類に必要事項をご記入いただき、買取請求期間（平成25年9月5日（木）から平成25年9月24日（火）まで）中に、取扱販売会社の取扱店にご提出ください。（買取請求必要書類は、取扱販売会社から、弊社を経由して受託会社に送付されます。）
- ③受託会社は、買取請求必要書類を受理した後、当ファンドの信託財産をもって受益者様に帰属する受益権の買取りを行います。
- ④買取代金は、受益者様が指定された銀行口座へ受託会社より振込まれます（振込手数料（840円）と買取計算書の郵送料（380円）が買取代金より差引かれます。）。
- ⑤受託会社から買取計算書を送付いたします。

2. 買取請求された受益権の買取価額

買取価額は、当ファンドの受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、受託会社が買取請求必要書類を受理した日（受益者様が、取扱販売会社の取扱店に買取請求必要書類を提出された日ではありません。）の翌営業日に算出される当ファンドの解約価額をいいます。

3. 買取請求についての留意事項

- ①買取請求は、信託終了（繰上償還）に反対された受益者様が、法令諸規則ならびに当ファンドの投資信託約款に基づいて受託会社である三井住友信託銀行株式会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。通常のご換金にかかる取扱販売会社に対して行う買取請求とは異なり、買取代金のお支払いまでに日数を要する場合があります。
- ②買取請求を行った受益権につきましては、取扱販売会社での通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。
- ③買取代金には、非課税扱いの受益者様を除き、譲渡益または個別元本超過額に対して課税されます。また、ご指定口座への振込手数料をご負担いただきます。
- ④買取請求必要書類に不備等がある場合には、受付ができなくなることや、事務処理に時間を要する場合があります。

IV. その他

信託終了（繰上償還）の手續期間中におきましても、また、信託終了（繰上償還）について反対されたか否かに関わらず、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けを行います。ただし、受託会社（三井住友信託銀行株式会社）に対して買取請求を行った受益権につきましては、通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。

■本件に関するお問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部

フリーダイヤル 0120-048-214

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際して委託会社、販売会社および受託会社へご提出頂いた個人情報は、議決権行使受益権口数の管理、受益者様による買取請求の手續きを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

平成 20 年 8 月 27 日に設定の追加型証券投資信託「環境未来バランス・オープン(愛称 環境宣言)」の受益権口数は、投資信託約款第 47 条に定める投資信託契約の解約の基準となる口数の 5 億口を下回る状態が継続しており(平成 25 年 7 月 1 日現在、14,447,422 口)、当ファンドの運用方針に則った運用の継続が困難な状況となっております。

弊社といたしましては、投資信託契約を解約し受益者の皆さまからお預かりいたしました運用資産をお返すことが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成 25 年 10 月 4 日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

本書面決議において、議決権を行使することが出来る受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる賛成を得られない場合には、本投資信託契約の解約は中止されます。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等

別添資料をご参照下さい。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

別添資料

4. 直前に作成された財産状況開示資料等

1【財務諸表】

環境未来バランス・オープン(愛称 環境宣言)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第8特定期間末 (平成24年6月20日現在)	第9特定期間末 (平成24年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	660,570	394,677
親投資信託受益証券	13,300,001	11,180,951
未収利息	1	-
流動資産合計	13,960,572	11,575,628
資産合計	13,960,572	11,575,628
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	59,439	47,073
未払受託者報酬	2,312	1,777
未払委託者報酬	47,729	36,677
その他未払費用	430	301
流動負債合計	109,910	85,828
負債合計	109,910	85,828
純資産の部		
元本等		
元本	*1 19,813,079	*1 15,691,239
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△5,962,417	△4,201,439
(分配準備積立金)	1,041,774	919,257
元本等合計	13,850,662	11,489,800
純資産合計	*3 13,850,662	*3 11,489,800
負債純資産合計	13,960,572	11,575,628

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8特定期間 自 平成23年12月21日 至 平成24年6月20日	第9特定期間 自 平成24年6月21日 至 平成24年12月20日
営業収益		
受取利息	334	205
有価証券売買等損益	390,125	680,950
営業収益合計	390,459	681,155
営業費用		
受託者報酬	5,316	3,730
委託者報酬	109,739	76,854
その他費用	998	662
営業費用合計	116,053	81,246
営業利益又は営業損失(△)	274,406	599,909
経常利益又は経常損失(△)	274,406	599,909
当期純利益又は当期純損失(△)	274,406	599,909
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	350,774	△1,191
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△8,619,539	△5,962,417
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,887,513	1,294,232
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,887,513	1,294,232
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,288	36,965
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,288	36,965
分配金	*1 120,735	*1 97,389
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△5,962,417	△4,201,439

以上